

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松浦市長

市町村名 (市町村コード)	松浦市 (42208)	
地域名 (地域内農業集落名)	御厨2 (大崎上)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 8 月 27 日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は高齢化が進んでいる中、後継者がいない農家も多い。また、農道の狭いところがあったり、農地が狭く不整形な箇所もあり、作業の効率性の良くないところから荒廃化するおそれがある。有害鳥獣についてはイノシシの隠れ家が多く、数頭を集団で見かけることもある。またカラスによる農作物被害も発生している状況にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

離農者や農業者の高齢化に伴う耕作放棄地の拡大を防ぐため、地域内外の農地を利用するものを確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる地域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農者や後継者不在者の農地について地域内で情報共有し、地域内における今後中心となる担い手農業者(地域内外問わず)を中心に集積・集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
高齢化により耕作者が不在となった農地については農地中間管理機構を活用し、担い手へ集積・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
中山間地域直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業を活用している地域では、当該補助事業を活用し農道や水路の補修・管理を行っていく。 所外の地域では、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、担い手のニーズに応じて大区画化等の基盤整備事業の実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
JA、県や市などの関係機関と連携し、個人や法人等の新規参入者の確保を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
一部で防除等の農作業委託はあるものの、今後も地域全体で保全に努めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ被害対策としてワイヤーメッシュ、電牧の設置を行っているが、効果が十分ではないため、駆除を進めたい。

⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員、農地利用最適化推進委員等の地域代表者への確認や書面やホームページ等による簡易な方法による協議を行う。